

年間保険料例（地震保険ご契約金額100万円あたり）（平成19年10月1日以降）

都道府県	構造区分	イ構造	ロ構造
岩手県・秋田県・山形県・福島県・栃木県・群馬県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県・山口県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県		500円	1,000円
北海道・岡山県・広島県・沖縄県・青森県・宮城県・新潟県・大分県・宮崎県・長野県・岐阜県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県		650円	1,270円
香川県		650円	1,560円
茨城県・山梨県・愛媛県		910円	1,880円
徳島県・高知県		910円	2,150円
埼玉県・大阪府		1,050円	1,880円
千葉県・愛知県・三重県・和歌山県		1,690円	3,060円
東京都・神奈川県・静岡県		1,690円	3,130円

< 地震保険の割引率について >

- 免震建築物割引：割引率30%
- 耐震等級割引：耐震等級3の場合 割引率30%
耐震等級2の場合 割引率20%
耐震等級1の場合 割引率10%
- 耐震診断割引：割引率10%
- 建築年割引：割引率10%

平成19年1月より、損害保険料控除は廃止され、新たに地震保険料控除が創設されました。地震保険料控除とは、従前の損害保険料控除と同様に、その払込保険料に応じて、一定の額がその年の契約者（保険料負担者）の課税所得から差し引かれる制度をいいます。

経過措置として平成18年12月31日までに保険期間が開始する保険期間10年以上の積立型保険契約で平成19年1月以降保険料の変更のない契約については、従前の損害保険料控除の対象となります。ただし、経過措置が適用される積立型火災保険に地震保険を付帯している契約については、従前の損害保険料控除と地震保険料控除のいずれか一方しか適用されません。

地震保険における建物の構造区分

地震の揺れによる損壊や火災による焼損などの危険を勘案し、イ構造 とロ構造 の2つに区分されています。

セットで契約する火災保険の構造級別により区分されます。
（イ構造 火災保険の構造がA・B構造または特・1・2級構造の場合、ロ構造 火災保険の構造がC・D構造または3・4級構造または省令準耐火構造建物 F構造または6級構造 の場合）

地震保険 Q&A

Q1 火災保険では、なぜ地震による火災を補償していないのですか？

A1 大地震発生時には、通常よりも火災発生件数が増加するだけでなく、消防能力の低下等により焼失面積も著しく大きなものとなります。このため、火災保険で想定していない大規模な火災損害が発生することから、火災保険の補償からは除外して、政府のバックアップのある地震保険で対応することとしています。

Q2 地震保険は、なぜ火災保険の保険金額の50%までしか契約できないのですか？

A2 巨大地震が発生した場合でも保険金のお支払いに支障をきたさない範囲内での引受とするため、火災保険の保険金額の50%までとしています。また、これは（被災物件の完全復旧ではなく）被災者の生活の安定に寄与することを目的とする「地震保険に関する法律」の趣旨にも合致しています。

Q3 1回の地震による支払保険金の総額が5兆円を超える場合は、保険金が削減されることがあるとのことですが、どういうことですか？

A3 地震保険は巨額の保険金を支払う必要があるため、保険金の支払責任の一部を政府が負うこととしていますが、いかに政府といえども無限に責任を負うことはできないため、1回の地震における保険金の支払限度額を5兆円（平成19年6月現在）と定めています。この5兆円という額は、関東大震災級の地震が発生した場合でも支払保険金の総額がこの額を超えることがないように決定されており、適時見直されています。

万一、この額を超えてしまった場合、お支払いする保険金は次の算式により削減されることがあります。

$$\text{支払保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{5\text{兆円}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

Q4 地震保険の保険料は、高いと思うのですが？

A4 地震保険の保険料は損害保険料率算出機構という中立機関が算出した保険料率をもとに算出されています。具体的には、政府の地震調査研究推進本部による「確率的地震動予測地図」を活用し、保険料を算定しています。また、地震保険の保険料率の中には、民間損害保険会社の利潤は含まれておりませんし、代理店の手数料も低くおさえたものとなっています。なお、住宅の免震・耐震性能に応じた割引制度があり、住宅が一定の条件を満たしている場合に、所定の確認資料をご提出いただければ、地震保険料率に10%～30%の割引が適用されます。（平成19年10月から、新たに免震建築物割引および耐震診断割引が追加されます。）

Q5 地震保険では実際の損害額をもとに保険金を支払うのではなく、損害を3区分（全損・半損・一部損）に分類し、保険金額に各々一定の率を乗じたものを保険金としているのはなぜですか？

A5 大地震が発生した場合でも、短期間に大量の損害調査を行い、迅速かつ公正に保険金を支払う必要があるため、このような支払方法としています。

損害保険会社の経営が破綻した場合でも、家計地震保険では、「損害保険契約者保護機構」により、保険金・返戻金の全額が補償されます。複数の保険会社による共同保険の場合、幹事会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく、単独別個に保険契約上の責任を負います。

詳しくは取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。

株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03 3349 3111
ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp>

古紙配合率100%再生紙を使用しています。 PRINTED WITH SOY INK 印刷には大豆油インクを使用しています。

H19税

Y5014-08 07.10(99)F5633 161100

地震保険は、必要保険です。

火災保険では、地震・噴火・津波による火災損害（地震等により延焼・拡大した損害を含みます）は補償されません。

地震保険は、地震・噴火・津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償します。

地震保険とは

- 1 居住用建物またはその建物に収容されている家財が対象となります。（専用店舗・事務所などの建物およびその建物に収容されている動産は対象となりません。）
- 2 法律（「地震保険に関する法律」）に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営している制度です。
- 3 利潤を一切いらず、皆様の保険料は準備金として積み立てられています。
- 4 地震災害による被災者の生活の安定に寄与することを目的としています。

地震保険は、民間損害保険会社が契約募集・損害発生時における状況の確認や保険金の支払いなどの業務を行います。大地震発生時には巨額の保険金を支払う必要があるため、保険金の支払責任は政府と民間で負担しています。

1885年以降に発生した主な地震

マグニチュード
 ● 8以上
 ● 7以上 8未満
 ● 6以上 7未満
 ● 6未満
 マグニチュード……震源から放出されるエネルギーの大きさ

出典：文部科学省「地震の発生メカニズムを探る」

津波の災害（北海道南西沖地震1993年）

噴火の災害（有珠山噴火2000年）

地震による倒壊（阪神・淡路大震災1995年）

地震による火災（阪神・淡路大震災1995年 共同通信社提供）

住まいの地震保険へのご加入をおすすめします。

地震保険では、地震・噴火・津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって保険の対象である建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

お支払い例



地震で火災がおこり建物が焼けた



地震で建物が倒壊した



津波により建物が流された

火災保険では、地震等による火災(およびその延焼・拡大損害)によって生じた損害火災(発生原因の如何を問いません)が地震等によって延焼・拡大したことにより生じた損害はいずれも補償の対象となりません。
これらの損害を補償するためには、地震保険が必要です。

お支払いできない主な例

保険契約者、被保険者(補償を受けられる方)の故意もしくは重大な過失または法令違反による事故
地震等における紛失または盗難
戦争、内乱などによる事故
地震などが発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた事故等

地震保険のお支払金額

損害の程度	建物	家財
全損	地震保険金額の100%(時価が限度)	地震保険金額の100%(時価が限度)
半損	地震保険金額の50%(時価の50%が限度)	地震保険金額の50%(時価の50%が限度)
一部損	地震保険金額の5%(時価の5%が限度)	地震保険金額の5%(時価の5%が限度)

建物の「全損」「半損」「一部損」

全損



地震等により損害を受け、主要構造部(基礎、柱、壁、屋根等)の損害の額が、その建物の時価の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合

半損



地震等により損害を受け、主要構造部(上記に同じ)の損害の額が、その建物の時価の20%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合

一部損



地震等により損害を受け、主要構造部(上記に同じ)の損害の額が、その建物の時価の3%以上20%未満となった場合、または建物が床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、全損・半損に至らないとき

家財の「全損」「半損」「一部損」

全損



地震等により損害を受け、損害の額が家財全体の時価の80%以上となった場合

半損



地震等により損害を受け、損害の額が家財全体の時価の30%以上80%未満となった場合

一部損



地震等により損害を受け、損害の額が家財全体の時価の10%以上30%未満となった場合

お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5兆円(平成19年6月現在)を超える場合、算出された支払保険金総額に対する5兆円の割合によって削減されることがあります。

イラストはイメージ図です。

地震保険のご加入にあたって

地震保険をおつけになれるもの

居住用の建物(住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。) 家財(ただし、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属類等は除かれます。)

店舗や事務所のみに使用されている建物、および営業用什器・備品や商品などの動産は地震保険の対象にはなりません。

地震保険の保険金額(ご契約金額)

建物・家財ごとに火災保険の保険金額(ご契約金額)の30~50%に相当する額の範囲内で、地震保険の保険金額(ご契約金額)を定めていただきます。ただし、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。(地震保険に2契約以上加入されている場合は保険金額を合算して上記限度額を適用します。)

地震保険のお申し込み

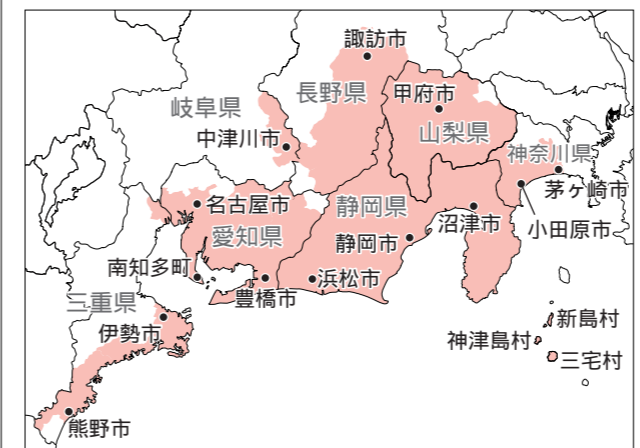
地震保険だけではご契約できません。住まいの火災保険にセットして地震保険をお申し込みください。住まいの火災保険のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、住まいの火災保険のご契約期間の途中から地震保険をご契約になることができますので、ご希望される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、下記の東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険(新規・増額)はお引き受けできません(前年同条件での更改契約を除く)のでご注意ください。

(参考)東海地震に係る地震防災対策強化地域(平成18年4月3日現在)

都県	市	町	村
東京	村	新島、神津島、三宅	
神奈川	市	平塚、小田原、茅ヶ崎、秦野、厚木、伊勢原、海老名、南足柄	
	町村	高座郡=寒川;中郡=大磯、二宮;足柄上郡=中井、大井、松田、山北、開成;足柄下郡=箱根、真鶴、湯河原	
山梨	市	甲府、富士吉田、都留、山梨、大月、韮崎、南アルプス、北社、甲斐、笛吹、上野原、甲州、中央	
	町村	東八代郡=芦川;西八代郡=市川三郷;南巨摩郡=増穂、皷沢、早川、身延、南部;中巨摩郡=昭和;南都留郡=道志、西桂、忍野、山中湖、鳴沢、富士河口湖	
長野	市	岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根、茅野	
	町村	諏訪郡=下諏訪、富士見、原;上伊那郡=辰野、箕輪、飯島、南箕輪、中川、宮田;下伊那郡=松川、高森、阿南、阿智、下條、天龍、泰阜、喬木、豊丘、大鹿	
岐阜	市	中津川	
静岡		全 域	
愛知	市	名古屋、豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、碧南、刈谷、豊田、安城、西尾、蒲郡、常滑、新城、東海、大府、知多、知立、高浜、豊明、日進、田原、愛西、弥富	
	町村	愛知郡=東郷、長久手;海部郡=七宝、美和、甚目寺、大治、蟹江、飛鳥;知多郡=阿久比、東浦、南知多、美浜、武豊;幡豆郡=一色、吉良、幡豆;額田郡=幸田;西加茂郡=三好;北設楽郡=設楽、東栄;宝飯郡=音羽、小坂井、御津	
三重	市	伊勢、桑名、尾鷲、鳥羽、熊野、志摩	
	町村	桑名郡=木曾岬;度会郡=大紀、南伊勢;北牟婁郡=紀北	

地震防災対策強化地域である市町村と強化地域以外の市町村が合併した場合、合併後の市町村(新行政区画)が改めて強化地域として指定されるまでの間は、合併前の市町村区域(旧行政区画)が強化地域の対象。



地震保険の割引制度について

地震保険には住宅の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります(地震保険の保険期間の開始日によって適用できる割引が異なります。)。割引の適用を受けるためには、所定の確認資料の提出が必要です。なお、本割引は確認資料をご提出いただいた日以降の保険期間について適用されます。

免震建築物割引: 30%

(平成19年10月1日以降、保険期間が開始するご契約に適用) 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合

耐震等級割引: 10~30%

(平成13年10月1日以降、保険期間が開始するご契約に適用) ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)を有している場合
・国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合

耐震診断割引: 10%

(平成19年10月1日以降、保険期間が開始するご契約に適用) 地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合

建築年割引: 10%

(平成13年10月1日以降、保険期間が開始するご契約に適用) 昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合

上記の割引は重複して適用を受けることはできません。

詳しくは取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。

所定の確認資料とは下記のことをいいます。ただし、既にいずれかの割引の適用を受けている場合は、当該住宅に関わる保険証券等(写)を確認資料とすることができます。

免震建築物割引・耐震等級割引

建設住宅性能評価書(写) 未交付の場合は設計住宅性能評価書(写)、耐震性能評価書(写)(耐震等級割引の場合に限ります。)

耐震診断割引

耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示185号)に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写)

耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(写)(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書)

建築年割引

建物登記簿謄本(写) 建物登記簿権利証(写) 建築確認書(写) 検査済証(写)等の対象建物の新築年月が確認できる公的機関等(国・地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関など)が発行する書類(写)

新築年が昭和57年以降である場合には新築年

ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約後に次のようなことが生じたときは、ただちに取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。ご通知がないと保険金をお支払いできないことがあります。

- (1) 他の保険会社と地震等による事故を補償する保険契約を締結するとき
- (2) 建物などを売却・譲渡等により名義を変更するとき
- (3) 建物の構造または用途を変更するとき(例: 併用住宅が専用店舗に変わった場合等)
- (4) 家財などを引っ越し等により他の場所に移転するとき